

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【門司区役所総務企画課】

3

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

4

- 北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画変更の認可【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】

5

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

6

◇ 病 院 局

- 特定調達契約の落札者の決定【病院局八幡病院事務局管理課】

11

- 北九州市病院局公告第15号により公告した一般競争入札の中止【病院局八幡病院事務局管理課】

12

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局八幡病院事務局管理課】

13

北九州市告示第 336 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 7 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
61	小倉中間線	前	八幡西区香月中央一丁目 2800番1から 八幡西区香月中央二丁目 2794番11地先まで	8.5 ～ 19.0	111.4
		後	八幡西区香月中央一丁目 2800番1から 八幡西区香月中央二丁目 2794番11地先まで	8.5 ～ 12.1	111.4

北九州市公告第478号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市門司区役所総務企画課
北九州市門司区清滝一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月10日
- 4 落札者の名称及び住所
オリックス自動車株式会社北九州支店
北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
- 5 落札金額
3,105万3,456円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成30年3月27日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市門司区大里本町一丁目382番1、3822番3から3822番7まで、3827番1及び3827番4から3827番13まで	北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通

北九州市公告第480号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 組合の名称
北九州市町上津役土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成29年10月31日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区
北九州市八幡西区町上津役東一丁目の一部
- 4 事務所の所在地
北九州市八幡西区町上津役東二丁目2番13号
- 5 設立認可の年月日
平成29年10月31日
- 6 変更認可の年月日
平成30年7月17日

北九州市公告第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アサヒスーパーオアシスボックス
北九州市小倉北区中津口二丁目76番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取締役社長 橋本 勝
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均
変更後
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 橋本 勝
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ドン・キホーテ
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル35階
代表取締役社長 安田隆夫
変更後
(ア) 株式会社ドン・キホーテ
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル35階

代表取締役社長 安田隆夫

(イ) 株式会社グオ

愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMCビル

代表取締役社長 吉川恭史

イ 変更前

株式会社ドン・キホーテ

東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号新宿住友ビル 3 5 階

代表取締役社長 安田隆夫

ほか 1 者

変更後

株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目 1 9 番 1 0 号

代表取締役社長 安田隆夫

ほか 1 者

ウ 変更前

株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目 1 9 番 1 0 号

代表取締役社長 安田隆夫

ほか 1 者

変更後

株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目 1 9 番 1 0 号

代表取締役社長 大原孝治

ほか 1 者

4 変更の年月日

(1) 前項第 1 号 平成 2 9 年 4 月 1 日

(2) 前項第 2 号ア 平成 1 9 年 8 月 1 0 日

(3) 前項第 2 号イ 平成 2 1 年 9 月 2 5 日

(4) 前項第 2 号ウ 平成 2 6 年 7 月 1 日

5 変更する理由

代表者の変更等のため

6 届出年月日

平成 3 0 年 6 月 2 5 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年7月17日から同年11月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年11月19日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート永犬丸

北九州市八幡西区八枝一丁目2番8号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スーパー大栄

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社スーパー大栄

代表取締役 松島三秋

イ 変更後

株式会社スーパー大栄

代表取締役 松本 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社スーパー大栄

代表取締役 松島三秋

イ 変更後

株式会社スーパー大栄

代表取締役 松本 淳

4 変更の年月日

平成30年5月9日

5 変更する理由

代表取締役が交代したため

6 届出年月日

平成30年7月2日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年7月17日から同年11月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年11月19日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市病院局公告第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月17日

北九州市病院局長 古川 義彦

- 1 物品等の名称及び数量
一般X線撮影装置 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市病院局八幡病院事務局管理課
北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月29日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社島津製作所九州支店
福岡市博多区冷泉町4番20号
- 5 落札金額
7,171万2,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成30年6月8日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市病院局公告第27号

平成30年5月18日発行第4193号北九州市公報における北九州市病院局公告第15号により公告した次の一般競争入札を中止する。

平成30年7月17日

北九州市病院局長 古川 義彦

特定役務の名称 北九州市立八幡病院移転業務

北九州市病院局公告第28号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月17日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院移転業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総合評価落札方式により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年7月23日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市病院局八幡病院事務局管理課（北九州市立八幡病院西棟5階執務室）

イ 日時 公告の日から平成30年7月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで。ただし、同月30日は、午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市立八幡病院のホームページ（<http://www.yahatahp.jp/>）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院西棟5階517号室

イ 日時 平成30年7月23日午後1時30分

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年7月23日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市病院局八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 提案に係る性能、機能、技術等に関する書類の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、入札時に提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を北九州市病院局八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(6) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年7月27日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院西棟5階517号室

イ 日時 平成30年7月30日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札候補者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

電話 093-662-6565（内線 1241）

6 Summary

(1) Nature of the services to be required

Work required for the relocation of the Yahata Hospital

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m. July 30,2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m. July 27,2018

(4) For further information,please contact:

Administration Division,

Administration Office,Yahata Hospital,

Municipal Hospitals Bureau, City of Kitakyushu